

- 一 電波情報の収集整理に關すること。
 - 二 前号に掲げる事務に關する研究改善に關すること。
 - 三 第一号に掲げる事務に係る裝備品の研究改善に關すること。
- (部長)

2 部長は、本部長の命を受け、部務を掌理する。

第十二条 この省令に定めるもののほか、情報本部の内部組織に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附 則

この府令は、平成九年一月二十日から施行する。

附 則 (平成一一年三月五日總理府令第八号)

この府令は、平成十一年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二一日内閣府令第一六号)

この府令は、平成十三年三月二十七日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二六日内閣府令第二一号)

この府令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二三日内閣府令第一四号)

抄

1 (施行期日) この府令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附 則 (平成一八年七月二八日内閣府令第七四号)

抄

1 (施行期日) この府令は、平成十八年七月三十一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月四日内閣府令第二号)

この府令は、平成十八年法律第百十八号の施行の日

附 則 (平成一九年一月九日) から施行する。

この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十八号)の施行の日

附 則 (平成一九年八月二〇日防衛省令第九号)

この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十号)の

附 則 (平成二一年三月二〇日防衛省令第二号)

この省令は、平成二十一年三月二十六日から施行する。

附 則 (平成二一年七月二九日防衛省令第二号)

この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三二日防衛省令第九号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。